# 2017鳥取バスケットボールリーグ(TBL)大会規定

目的:バスケットボール競技人口の減少が懸念される中で、TBLを通してバスケットボールプレイヤーの底辺拡大、競技人口の増加を目指し、鳥取県バスケットボールの普及・発展・強化に貢献を目的として、鳥取県バスケットボール協会が主催し、企画普及委員が主管する。

### 1. 参加資格に関する事項

- 1) 鳥取バスケットボールリーグ(以下 TBL)登録資格は次に登録されたチーム及び選手とする。
  - ①日本バスケットボール協会(以下 JBA)または鳥取県バスケットボール協会(以下 県協会)に登録されたチーム。(TBL登録の場合はTBLの試合のみ参加可能)
  - ② J B A に登録された選手。
- 2) 参加連盟は次の通りとする。
  - ①鳥取県クラブバスケットボール連盟
  - ②鳥取県学生バスケットボール連盟
  - ③鳥取県実業団バスケットボール連盟
  - ④鳥取県教員バスケットボール連盟
  - ⑤鳥取県ママさんバスケットボール連盟
  - ⑥その他

### 2. 登録に関する事項

- 1) チーム登録について
  - ①年度登録とする。(ただし、JAB登録と別のチームでもよい。)
  - ②JBA登録またはTBL登録を義務とし、未登録チームの参加は認めない。
  - ③ TBL 事務局指定の参加申込書に記載し、 TBL 事務局へ提出すること。
  - ④ T B L チーム参加費については、参加申込期限までに指定口座に振り込みまたは、担当者に納付を完了すること。
- 2) 個人登録について
  - ①年度登録とする。
  - ② J B A 登録を義務とし、未登録選手の参加は認めない。
    - ※一般社団法人鳥取県バスケットボール協会加盟・登録規程により必ずJBA登録をすること。 JBA登録のチームに所属していない選手は、県協会が承認する県内バスケットボール競技会限定参加 チームに所属することで、JBA登録が可能となります。
  - ③TBL事務局指定の参加申込書に記載し、TBL事務局へ提出すること。
  - ④年度内でのTBL登録チーム間の移籍を認めない。
  - ⑤選手登録は、本人の同意を必ず確認したうえで行うこと。
  - ⑥高校生については、各高校の顧問と保護者が許可した者、またはクラブ登録者に限り認める。

(各高校の部活に所属していない高校生は保護者が許可した者。)

(顧問と保護者の同意書を提出しなければならない。)

- ⑦登録追加は随時認める。
  - (i) JBA登録を行うこと。
  - (ii) TBL事務局へ参加申込書を再提出すること。

- 注)参加申込書の追加欄に記載して、TBL事務局へ提出し、受理された時点で出場可とする。
- ⑧登録抹消は随時認める。
  - (i) TBL事務局へ登録抹消届けを提出すること。
- 3) 同一チーム(JBA登録)での複数参加について
  - ① J B A 登録またはT B L 登録チーム内でのT B L 複数チームの参加は認める
    - 注)配下選手の多いチームは2チームとして参加することを認める。
  - ②年度内のJBA登録・TBL登録同チームであっても、TBL登録間の移籍は認めない。
    - 注) 同一チームでの複数チーム参加の場合に適用し移籍は認めない。
- 4) TBL登録時期
  - ①参加告知:協会HPを通じて告知(5月中旬)
  - ②申込み期限:6月6日(火)
    - (i)チーム登録(登録料納付)が終わっているチームとする。(未納チームは参加不可)
    - (ii)個人登録(登録料納付)が終わっている選手とする。(未納選手は参加不可)
  - ③申込み書類: TBL事務局へ提出すること。(所定の参加申込書を提出)
- 5)参加申込書を記載し、期限までに提出すること。
  - ①代表者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
  - ②連絡者・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
  - ③運営委員(1名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
  - ④帯同審判員(2名以上)・・・氏名・住所・連絡先(メールアドレス及び携帯アドレス・携帯番号)
    - 注)帯同審判については日本バスケットボール協会公認審判を1名以上とする。
    - 注) 帯同審判員の不在のチームは、別途審判料を支払う
  - ⑤監督・コーチ・Aコーチ・マネジャー(公認コーチ資格の場合はコーチ I Dを記載)
  - ⑥選手 上限を設けない・・・個人 I D・氏名・生年月日・年齢・(県登録 I D)
    - 注)代表者・連絡者・運営委員・帯同審判については、兼ねてもよい。
    - 注)TBL登録チーム毎に代表者・連絡者・運営委員・帯同審判を選出すること。
- 3. 参加費に関する事項
  - 1)参加費は年間1万5千円とする。(※参加チーム数によっては変更する可能性があります。)
  - 2)参加費は、代表者会議で納付すること。
  - 3) 参加費は、TBL登録チーム毎に発生する。複数チーム参加の場合は、参加チーム毎に納付すること。
- 4. チーム責務に関する事項
  - 1) TBL参加すべてのチームに責務は発生する。
    - 注) チーム責務は、TBL登録チーム毎に発生し割り当てを与える。
  - 2) 代表者(1名)・運営委員(1名以上)・帯同審判(2名以上)を登録し大会運営に協力すること。
  - 3) 運営割り当て(会場役員・審判・TO等)は、チームで責任を持って実施すること。
  - 4) 会場運営は担当チームが行うこと。(割り当てはTBL事務局が決定する)
  - 5) 責務を果たせないチームは参加不可とし、期間中の理由なき責務放棄は、次年度以降、TBLへの参加を 認めない。(原則、チーム・個人とも参加は認めないが、理由によりTBL事務局が認めた場合のみ参加を 認める)

- 6) 期間中の責務放棄のチームに対してはペナルティを与える。(ペナルティの内容はTBL事務局と鳥取県バスケットボール協会で決定する)
  - 注)ペナルティは、反則金制度を採用し内容により発生しTBL事務局へ納付する。

### 5. 競技方法に関する事項

- 1) 競技について
  - ①日本バスケットボール競技規則に基づき行う。
  - ②ベンチ入りは、選手 18 名以内、監督 1 名、コーチ 1 名、アシスタントコーチ 1 名、マネジャー1 名、トレーナー1 名の合計 23 名以内とする。また、チーム関係者以外はベンチに入ってはならない。
    - 注) TBL登録選手が 18名を超える場合はゲーム毎 18名の規定メンバー表を作成しゲーム前に提出すること。
    - 注) 部外者のベンチ入りは禁止とし、メンバー表以外の関係者はベンチに座れない。
    - ③チーム全員がユニフォームを上・下揃えて出場すること。
    - ④組み合わせ番号の若いチーム(または左側チーム)がTO席に向かって右側のベンチに入り、ユニフォームは淡色とする。
- 2) 男子・女子試合方法
  - (i)トップリーグ~サードリーグ リーグ戦 (各リーグ8チーム)

※ただし、参加チームによっては各リーグのチーム数変更やトーナメント方式に変更する場合がある。

- 4) 順位決定方法
  - ①勝率
  - ②同率の場合はチーム同士の対戦成績による。但し、棄権によるチームは下位となる。
  - ③②で決定しない場合は、総得点÷総失点の大きいチームを上位とする。
- 5) 試合時間

10分ピリオド インターバル2分 ハーフタイム10分

6)年間スケジュール

月末のチーム登録を受けてTBL事務局、チーム代表者で決定する。

- 7) リーグ編成
  - ①初年度のリーグ編成は第1回TBLの結果を基本とする。ただし、各連盟での成績を考慮し上位リーグへ編入することもある。注)強豪チームへの配慮を行う。
  - ②次年度以降については、入れ替え戦を実施しリーグ編成を行う。

入れ替え戦については、各部の入れ替え戦はリーグ戦で上部の下位2チーム、下部の上位2チームによって争われ、以下の対戦カードによって行われる。

上部8位 VS 下部1位 · 上部7位 VS 下部2位 (リーグのチーム数によって変更する場合がある)

- ③新規参入チームは、最下位リーグからの参入とする。
- 8) 各賞について
  - ①最優秀選手賞・・・各リーグ、優勝チームより1名選出
  - ②健闘選手賞・・・各リーグ、準優勝チームより1名選出
  - ③得点王・・・各リーグ、スコアにより計算し1名選出
  - ④3 P賞・・・各リーグ、スコアにより計算し1名選出
  - ※①②の各賞は、チーム代表者が責任を持って自チームから選出すること。

# 6. 運営に関する事項

- 1)会場について
  - ①会場運営は、原則大会役員の指示のもとチーム運営委員が行う。
  - ②体育館使用規則を守ること。(駐車場・ゴミの持ち帰り・喫煙ルール 等)

- ③体育館使用規則が守れなかった場合は、次年度のTBL参加不可とする。
  - 注)参加不可はチーム・個人(チームを変更した場合も認められない)
- ④各日程の第1試合に当たっている両チーム及びオフィシャルは、全員で会場準備をすること。
- ⑤各日程の最終試合に当たっている両チーム及びオフィシャルは、全員で会場後始末をすること。

#### 2) 罰則について

- ①暴力・暴言等、スポーツマンに有るまじき行為については罰則を与える。
- ②無断で試合を放棄した場合は2万円の反則金を支払わなければならない。
  - 注) 事務局:1万円、対戦チーム:1万円
- ③審判・TOの割り当てについては責任を持って実施すること。無断で実施した場合はTBL事務局に反則 金1万円を支払わなければならない。
- ④ 反則金はTBL事務局が管理し、TBL運営等に運用する。
- ⑤TBL事務局への納付を義務とし、支払わない場合は大会への参加を認めない。
- 3) その他
  - ①試合予定日にやむを得ず棄権する場合は、できるだけ早く大会事務局に連絡すること。ただし、審判、TO、チーム運営委員の責任ははたすこと。
  - ②審判員、TO,選手や協会役員・運営委員に対し暴力をふるった場合は、即刻、本人、チームを登録抹消とし、本年度および次年度の個人・チーム登録は認めないものとする。また審判員、TO,選手や協会役員・運営委員に対して目に余る態度や暴言を繰り返すチームおよび選手については、事実確認を行った後、協会内に登録抹消か否かの審議をする。再三の注意に関わらず一向に改善が見られないチームは次年度の登録は認められないものとする。

### 7. 審判に関する事項

- 1)審判割りは、リーグ戦開始後数回に分けて各チームに審判委員会から割り当てを通達する。
- 2) 原則として審判割り当ての変更は行わないので、責任を持って履行すること。所属チームの試合が棄権等でなくなった場合でも割り当てのとおりとするが、割り当て予定となっていた試合が無くなった場合や、 諸事情により所属チームの試合が日程変更になった場合は当初予定の割り当てはありません。
- 3) 帯同審判員は審判講習会に積極的に参加して審判技術の向上に努め、割り当てられた試合は責任と自覚を持った上で、全力で取り組むこと。
- 4) 帯同審判は、『競技規則およびオフィシャルズマニュアル』を1冊ずつ購入し、熟読したうえで審判技術 向上に努めてください。ゲーム終了後は可能な限り、相手審判や会場にいる審判員と積極的にミーティン グをおこなって、長所を伸ばし、短所を修正するヒントにすること。
- 5) 都合により割り当てられている帯同審判員が吹けない場合は、代理審判の氏名を1週間前までにTBL事務局まで連絡をし、承認を受けること。
- 6) 帯同審判員制度の主旨を理解しTBLに参加できる条件でもあるということを強く認識して、チームの責任として帯同審判員のレベルアップに取り組むこと。また、既に帯同審判員として認められている方でも向上心の欠如や取り組む姿勢に問題のある方や、キャンセルが度々あった方は、県協会の審判長の判断として帯同審判員としての資格を取り消すことがある。

### 8. 広報に関する事項

- 1) 参加チーム募集については、県協会ホームページ・フェイスブック(以下 FB)で行う。
- 2) チーム紹介については、県協会ホームページで行う。
- 3) 試合結果については、県協会ホームページ、FBで行う。
- 4) 各賞については、県協会ホームページ、FBで行う。